

令和3年度 改正育児・介護休業法等説明会

～育児休業を取得しやすい雇用環境整備、男性の育児休業取得促進に向けて～

「改正育児・介護休業法」により、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み(産後パパ育休)の創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等が、令和4年4月1日以降、順次施行となります。

また、令和4年4月1日から、「改正女性活躍推進法」に基づき、一般事業主行動計画の策定等が、常時雇用する労働者数101人以上の企業に拡大され、「労働施策総合推進法」においては、**職場におけるパワーハラスメント防止**のために、雇用管理上必要な措置を講じることが中小企業事業主にも義務となります。事業主の皆様は、就業規則等の整備をお願いいたします。

*** 沖縄労働局では、事業主・人事労務担当者等を対象として説明会を開催いたします。

日程	時間	会場	定員	締切日
①令和3年 12月22日(水)	10:00～ 12:00	那覇第2 地方合同庁舎 1号館2階 共用大会議室	40名	12月16日(木) → 実施済み
②令和3年 12月22日(水)	13:30～ 15:30	同上	40名	12月16日(木) → 実施済み
③令和3年 12月23日(木)	10:00～ 12:00	同上	40名	12月16日(木) → 実施済み
④令和3年 12月23日(木)	13:30～ 15:30	同上	40名	12月16日(木) → 実施済み
⑤令和4年 1月11日(火)	10:00～ 12:00	1月11日(火)、26日(水) に開催予定の説明会は、 新型コロナウイルス感染症の拡大 防止のため中止となりましたので ご了承ください		12月21日(火)
⑥令和4年 1月11日(火)	13:30～ 15:30			12月21日(火)
⑦令和4年 1月26日(水)	10:00～ 12:00			1月18日(火)
⑧令和4年 1月26日(水)	13:30～ 15:30			1月18日(火)

内容

- 育児・介護休業法の改正について
・ 育児・介護休業規則等の作成等
- 労働施策総合推進法に基づくパワハラ防止対策
- 改正女性活躍推進法について
- 雇用保険法の改正について(育児休業給付金)

主催

沖縄労働局

対象

事業主及び人事労務担当者等



裏面「申込書」により
お申し込みください。

申 込 書

申込先：沖縄労働局 雇用環境・均等室
FAX：098-869-7914

本紙にご記入いただき、**そのままFAX**によりお申込みください。
(変更・キャンセルされる場合は、必ず連絡をお願いします)

※ 参加者は、当日会場に「申込書」を**ご持参**ください。

- 対象者：事業主又は人事・労務担当の方等 (計320名)
- 参加：**無料!** 申込みは**先着順**で定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。

申 込 書	企業・団体名		所在地					
			TEL			FAX		
	参加者名		役職等			※参加希望記載欄(番号)		
※参加希望記載欄(番号)は1か所のみ御記入ください。 (例:12月23日10:00~12:00希望の場合→③を記入)								
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
12月22日 10:00~ 12:00	12月22日 13:30~ 15:30	12月23日 10:00~ 12:00	12月23日 13:30~ 15:30	1月11日 10:00~ 12:00	1月11日 13:30~ 15:30	1月26日 10:00~ 12:00	1月26日 13:30~ 15:30	
⑤、⑥、⑦、⑧は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止								

当日の受付は**開始時間の15分前**より行います。

原則、会場が定員に達した場合を除き、申込に対する返信等のご連絡はさせていただいておりませんので、ご了承ください。なお、本説明会は不参加により、何らの不利益を伴うものではありません。

開始前に検温等を実施させていただきます。なお、本説明会は、**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加人数の制限、換気の実施等感染対策を講じた上で実施することとしておりますが、今後の感染拡大状況により中止とする場合は、個別にご連絡を差し上げます。**

(お問い合わせ先)

沖縄労働局雇用環境・均等室

(那覇第2地方合同庁舎1号館3階)

電話：098-868-4380 FAX：098-869-7914

担当：比嘉、川元、面高